

平成29年度環境省委託業務報告書

平成29年度石綿ばく露者の
健康管理に係る試行調査（北九州市）
委託業務報告書

平成30年3月

北九州市

目次

項目	頁
I. 委託業務の目的	1
II. 委託業務の実施場所	1
III. 委託業務の実施期間	1
IV. 委託業務の実施方法	1
1 調査対象者	1
2 調査実施体制	2
(1) 北九州市	2
(2) 検査実施機関	2
(3) 精密検査	2
3 調査方法	2
(1) 石綿ばく露者の健康管理の試行	2
ア 広報活動	2
イ 受付、問い合わせ対応	2
ウ 石綿ばく露の聴取	3
エ 石綿ばく露の評価	3
エー1 胸部CT検査	3
エー2 読影	3
オ 精密検査	3
カ 保健指導	4
キ 調査対象者のフォローアップ	4
ク 講習会への参加	4
(2) 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討	4
ア 健康管理の試行に伴う課題の抽出	4
イ 調査対象者の健康不安の変化の調査	5
(3) 委託業務報告	5
ア 平成29年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）報告	別添1
イ 実施方法の流れ	別添2
ウ 実施体制及び課題と取り組み事例	別添3
エ 参考資料一覧	別添4

I. 委託業務の目的

環境省では、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行うため、平成18年度から平成26年度において、調査への協力が得られた地方公共団体に居住していた住民等に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施することにより、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた（北九州市においては、平成21年度以降実施）。

これまでの調査（以下、「石綿の健康リスク調査」という。）により一定の知見が得られたことから、平成27年度以降は、石綿検診（仮称）の実施を見据えたモデル事業である石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（以下「試行調査」という。）を実施することを通じて、実施主体・既存検診（肺がん検診等）との連携方法・対象者・対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査検討を行っている。

II. 委託業務の実施場所

北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課 ほか
（福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号）

III. 委託業務の実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

IV. 委託業務の実施方法

1 調査対象者

原則として、次の①～④を全て満たす者を調査対象者とした。

- ① 現在、北九州市に居住している40歳以上の者
- ② 平成元年以前に神奈川県（横浜市鶴見区）に居住していた者
または、昭和57年以前に埼玉県（さいたま市中央区又は大宮区）に居住していた者
または、平成元年以前に岐阜県（羽島市）に居住していた者
または、平成2年以前に、大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町）に居住していた者
または、昭和30年から昭和50年に兵庫県（尼崎市）に居住していた者
または、過去に兵庫県（西宮市、芦屋市、加古川市）に居住していた者
または、平成元年以前に奈良県に居住していた者
または、平成16年以前に福岡県（北九州市門司区）に居住していた者
または、昭和33年から昭和61年に佐賀県（鳥栖市）に居住していた者
- ③ 北九州市が検査を実施する医療機関等で検査を受けることができる者
- ④ 本調査の内容を理解し、調査の協力を同意する者

ただし、上記の条件に該当する者であっても、労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している

者は、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われていることから、本調査の対象外とした。

調査対象者数は、102名であった。（石綿ばく露歴聴取のみの者を含む。）

2 調査実施体制

(1) 北九州市

環境省の委託を受けた北九州市は、試行調査への参加募集に関する広報等の実施、受付、石綿ばく露の聴取、一般肺がん検診受診、指定医療機関での胸部CT検査、読影、保健指導、精密検査、調査対象者のフォローアップを実施するとともに、さらに試行調査の実施によって明らかになった実務的な課題や対応方策等を取りまとめ、集計した結果を環境省に報告した。

これらの業務は、指定医療機関での検査を除き、正規職員1名及び非正規雇用の専従者5名の最大6名により実施した。

(2) 検査機関

胸部CT検査（胸部X線画像、胸部CT画像の読影も含む。）は、北九州市が指定する市内の5医療機関との委託契約によって実施した。

医療機関

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 門司メディカルセンター
- ・ 一般財団法人西日本産業衛生会
- ・ 産業医科大学病院
- ・ 北九州市立門司病院

(3) 精密検査機関

精密検査は、北九州市が指定する市内の1医療機関との委託契約によって実施した。

医療機関

- ・ 北九州市立門司病院

3 調査方法

(1) 石綿ばく露者の健康管理の試行

ア 広報活動

北九州市は、募集に関して、過去の調査参加者（調査の協力を辞退した者等を除く。）への参加案内状の送付に加え、市広報誌、市ホームページでの掲載、市内医療機関でのポスター掲示、対象地区自治会でのチラシ回覧、市民センター及び各区役所へのチラシの配布などにより広く周知し、新規の調査参加の募集を行った。

イ 受付、問い合わせ対応

北九州市は、調査希望者に対し、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課において、申込み受付を行い、文書や電話での問い合わせに対応した。

ウ 石綿ばく露の聴取

北九州市は、調査対象者に対し、本調査事業の説明を行った上で同意書により調査協力に対する同意をとり、調査登録を行った。

次に、北九州市は質問票を用いて、調査対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、喫煙の有無、石綿ばく露歴などを詳細に聞き取った。ただし、平成26年度以前に石綿の健康リスク調査に参加している者や、過去の石綿ばく露歴の聴取した者については、継続質問票により自覚症状等を確認した。

石綿ばく露歴の聴取を行うにあたっては、石綿に関する健康管理等専門家会議による「石綿ばく露歴把握のための手引き～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～平成18年10月」などを参考にした。

エ 石綿ばく露の評価

エー1 胸部CT検査

初回受診者及び過去の調査参加者で胸部CT検査を希望された場合には、胸部CT検査の有効性及びその放射線被ばくの影響等を調査対象者に丁寧に説明し、胸部CT検査を実施した。

エー2 読影

北九州市が検査を委託する指定医療機関において、石綿ばく露や石綿関連疾患について十分な知識を持った複数の医師により、以下に示す画像所見①～⑨の有無を確認した。

胸部CT及び胸部X線画像の読影について 胸部X線画像は肺がん検診等で撮影した画像を取り寄せ、読影した。

なお、読影を行う際は、撮影日からなるべく間を空けずに実施した。

画像所見

- ① 胸水貯留
- ② 胸膜プラーク（限局性の胸膜肥厚）
- ③ びまん性胸膜肥厚
- ④ 胸膜腫瘍（中皮腫）疑い
- ⑤ 肺野の間質影
- ⑥ 円形無気肺
- ⑦ 肺野の腫瘤状陰影（肺がん等）
- ⑧ リンパ節の腫大
- ⑨ その他の所見（陳旧性結核病変など①～⑧以外の所見）

オ 精密検査

読影の結果、石綿関連疾患（中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴

う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)が疑われた場合、精密検査を実施した。

なお、調査対象者に自己負担分の費用を支払った際には、石綿健康被害救済制度の救済給付との重複支払いを避けるために、支払った内容について、独立行政法人環境再生保全機構と情報共有を行った。

カ 保健指導

- a 調査対象者の健康管理に役立てるため、調査対象者に対し次のとおり、保健指導を行った。
 - ① 調査対象者に受診カード(健康手帳)を配布し、検診結果を記載して健康管理に役立てるよう指導した。
 - ② 石綿関連疾患及び石綿関連所見の概要を掲載したリーフレットを配布し、説明した。
 - ③ 石綿健康管理手帳及び石綿救済制度のリーフレットを配布し、該当するようであれば、窓口で相談するよう案内した。
 - ④ 喫煙者に対しては、禁煙指導を行った。
 - ⑤ 一般肺がん検診の際に健康増進法に基づく市の特定検診も受診できる場合があるため当該検診の受診も勧誘した。
 - ⑥ 今後も定期的に受診し健康管理に努めるよう指導した。
- b 所有を有しているが、精密検査の必要がない者に対して、認められた所見について説明し、直ちに医療機関の受診は必要ないが経過観察を行うことが望ましいことを文書送付とともに、電話で指導した。
- c 精密検査が必要とされた1名に対して、すみやかに医療機関で検査を受けることを指導した。

キ 調査対象者のフォローアップ

調査対象者(過去の受診者も含む。)のうち、「精密検査が必要」と判断された者(石綿関連疾患に限る。)については、調査対象者の同意を得て、医療機関への照会を行い、診断結果や治療経過等の把握に努めた。

ク 講習会への参加

環境省が主催する、試行調査における検査画像の読影を行う医師を対象とした読影講習会に医師を1名、保健指導従事者を対象とする保健指導講習会に担当者2名を参加させたほか、環境省主催の「石綿試行調査関係自治体担当者会議」「石綿ばく露者の健康管理に関する検討会」に職員を派遣した。

(2) 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討

ア 健康管理の試行に伴う課題の抽出

本市担当者の意見と併せ、検査実施医療機関の担当者、調査対象者に対してヒアリ

ング及びアンケート調査を実施し、健康管理の試行に伴う課題について抽出した。

イ 調査対象者の健康不安の変化の調査

「平成 29 年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査等に関する検討調査業務」の請負調査で実施する調査対象者の健康不安の変化及び変化の要因等についての調査に協力した。

(3) 委託業務報告

ア 平成 29 年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）報告
別添 1

イ 実施方法の流れ
別添 2

ウ 実施体制及び課題と取り組み事例
別添 3

エ 参考資料一覧
別添 4

平成29年度 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査報告

表1: 平成29年度の項目別対象者数

申込者数	102
石綿ばく露の聴取を受けた者(受診者)	102
胸部CT検査を受けた者	83
うち 肺がん検診等を受けた(胸部X線画像を読影した)者	83
うち 試行調査対象外の方法で胸部線画像を取得し、読影した者	—
要精密検査とされた者	3
保健指導を受けた者	102
平成29年度に受診カードを配布した者	20

表2: 平成27～28年度の受診カード等[※]配布者についての平成29年度の状況

平成27年度及び平成28年度の受診カード配布者数	157
①試行調査で胸部CT検査を受けた者	62
②試行調査の計画書どおり、肺がん検診のみを受けた者 (胸部CT検査を受けなかった者)	13
③試行調査内で胸部CT検査及び肺がん検診を受けなかった者 (試行調査には参加せず、その他の検診等で検査を受けた者)	45
④試行調査及びその他の健診等で検査を受けなかった者 (①～③及び⑤に該当しない者)	3
⑤受診の有無を確認できなかった者	34

※ 受診カード等：氏名、住所、問い合わせ先、肺がん検診受診勧奨文、肺がん検診実施機関へのお願い、肺がん検診受診歴が記載されているもの

表3:平成29年度 石綿ばく露の聴取を受けた者の年齢階層別人数 (単位:人)

	男性		女性		合計	
40歳未満		0.0%		0.0%		0.0%
40～49歳	3	5.8%	1	2.0%	4	3.9%
50～59歳	5	9.6%	6	12.0%	11	10.8%
60～69歳	19	36.5%	17	34.0%	36	35.3%
70～79歳	19	36.5%	23	46.0%	42	41.2%
80～89歳	6	11.5%	3	6.0%	9	8.8%
90歳以上		0.0%		0.0%		0.0%
合計	52	100.0%	50	100.0%	102	100.0%

表4:石綿ばく露の聴取を受けた者のばく露歴集計表 (単位:人)

ばく露歴 ばく露歴分類	ばく露歴						小計	合計
	ア.直接職歴あり	イ.間接職歴あり	ウ.家庭内ばく露あり	エ.立入・屋内環境ばく露あり	オ.その他			
ア	●						7	36
	●	●					1	
	●		●				1	
	●			●			0	
	●		●		●		13	
	●	●	●				0	
	●	●		●			0	
	●	●			●		0	
	●		●	●		●	1	
	●		●			●	4	
	●	●	●	●		●	5	
	●	●	●	●			0	
	●	●	●	●	●	●	0	
	●	●	●	●	●	●	4	
●	●	●	●	●	●	0		
イ		●					2	5
		●	●				0	
		●		●			0	
		●			●		1	
		●	●	●		●	0	
		●	●			●	1	
		●	●	●	●	●	0	
ウ			●				4	19
			●	●			0	
			●		●		14	
			●	●	●		1	
エ				●			4	11
				●	●		7	
オ					●		31	31
合計*	36	6	31	23	82	102	102	

※ 縦計については、重複計上により算定。

表5：平成29年度に個別案内を送った者^{※1}の胸部CT検査の受診状況等

試行調査への参加	個別案内の有無	胸部CT検査受診の有無	計
試行調査参加 ^{※2}	個別案内有	胸部CT検査を受けた者	67
		胸部CT検査を受けなかった者	16
	個別案内無	胸部CT検査を受けた者	16
		胸部CT検査を受けなかった者	3
試行調査不参加	個別案内有	不参加	191

※1 過去に「リスク調査」または「試行調査」において胸部CT検査を受け、かつ平成29年度に個別案内を送った者

※2 試行調査参加とは、受診カードを持っていて肺がん検診だけ受けた人も含みます。

表6：表5における胸部CT検査を受けた者の内訳

個別案内の有無	過去の検査結果	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	小計	合計
個別案内有	過去所見 ^{※2} 有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12	14	66
	過去所見無	0	0	0	0	0	0	0	0	35	4	13	52	
個別案内無	過去所見有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	過去所見無	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
合計		0	0	0	0	0	0	1	0	35	6	25	67	

※ 胸水貯留、胸膜プラーク、びまん性胸膜肥厚、胸膜腫瘍、肺野の間質影、

円形無気肺、肺野の腫瘤状陰影、リンパ節の腫大（①～⑧）

表7-1 年齢階層・性別検査所見

(単位:人)

		合計	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
画像検査 受診者	合計	83	0	2	9	29	35	8	0
	男性	42	0	1	5	16	15	5	0
	女性	41	0	1	4	13	20	3	0
石綿関 連所見 (疑いを含 む)実 人数	合計	20 (2): 24.1%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	1 (1): 11.1%	7 (0): 24.1%	7 (1): 20.0%	5 (0): 62.5%	0 (0): -
	男性	14 (2): 33.3%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	1 (1): 20.0%	6 (0): 37.5%	4 (1): 26.7%	3 (0): 60.0%	0 (0): -
	女性	6 (0): 14.6%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 7.7%	3 (0): 15.0%	2 (0): 66.7%	0 (0): -
①胸水 貯留	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
②胸膜プ ラーク(胸 膜肥厚 斑)	小計	18 (1): 21.7%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	6 (0): 20.7%	7 (1): 20.0%	5 (0): 62.5%	0 (0): -
	男性	12 (1): 28.6%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	5 (0): 31.3%	4 (1): 26.7%	3 (0): 60.0%	0 (0): -
	女性	6 (0): 14.6%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 7.7%	3 (0): 15.0%	2 (0): 66.7%	0 (0): -
③びまん 性胸膜 肥厚	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
④胸膜 腫瘍(中 皮腫)疑 い	小計	1 (1): 1.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	1 (1): 11.1%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	1 (1): 2.4%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	1 (1): 20.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑤肺野 の間質 影	小計	1 (0): 1.2%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 3.4%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	1 (0): 2.4%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 6.3%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑥円形 無気肺	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑦肺野 の腫瘍 状陰影 (肺がん 等)	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
⑧リンパ 節の腫 大	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
②胸膜プ ラーク且 つ⑤肺 野の間 質影あり	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -

※ ()内は疑い(内数)

※ ①～⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 右欄は各ばく露歴別の胸部CT受診者に対する有所見者の割合(疑いを含む)

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜プラーク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

表7-2 ばく露歴分類・性別検査所見

(単位:人)

		合計	ア.主に 直接職歴	イ.主に 間接職歴	ウ.主に 家庭内ばく露	エ.主に 立ち入り等	オ.その他
画像検査 受診者	合計	83	33	3	16	9	22
	男性	42	25	3	2	7	5
	女性	41	8	0	14	2	17
石綿関 連所見 (疑いを含 む)実 人数	合計	20 (2): 24.1%	15 (2): 45.5%	0 (0): 0.0%	1 (0): 6.3%	1 (0): 11.1%	3 (0): 13.6%
	男性	14 (2): 33.3%	11 (2): 44.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 50.0%	1 (0): 14.3%	1 (0): 20.0%
	女性	6 (0): 14.6%	4 (0): 50.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 11.8%
①胸水 貯留	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
②胸膜プ ラーク(胸 膜肥厚 斑)	小計	18 (1): 21.7%	14 (1): 42.4%	0 (0): 0.0%	1 (0): 6.3%	1 (0): 11.1%	2 (0): 9.1%
	男性	12 (1): 28.6%	10 (1): 40.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 50.0%	1 (0): 14.3%	0 (0): 0.0%
	女性	6 (0): 14.6%	4 (0): 50.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	2 (0): 11.8%
③びまん 性胸膜 肥厚	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
④胸膜 腫瘍(中 皮腫)疑 い	小計	1 (1): 1.2%	1 (1): 3.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	1 (1): 2.4%	1 (1): 4.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
⑤肺野 の間質 影	小計	1 (0): 1.2%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 4.5%
	男性	1 (0): 2.4%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	1 (0): 20.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
⑥円形 無気肺	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
⑦肺野 の腫瘍 状陰影 (肺がん 等)	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
⑧リンパ 節の腫 大	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
②胸膜プ ラーク且 つ⑤肺 野の間 質影あり	小計	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	男性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%
	女性	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): -	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%	0 (0): 0.0%

※ ()内は疑い(内数)

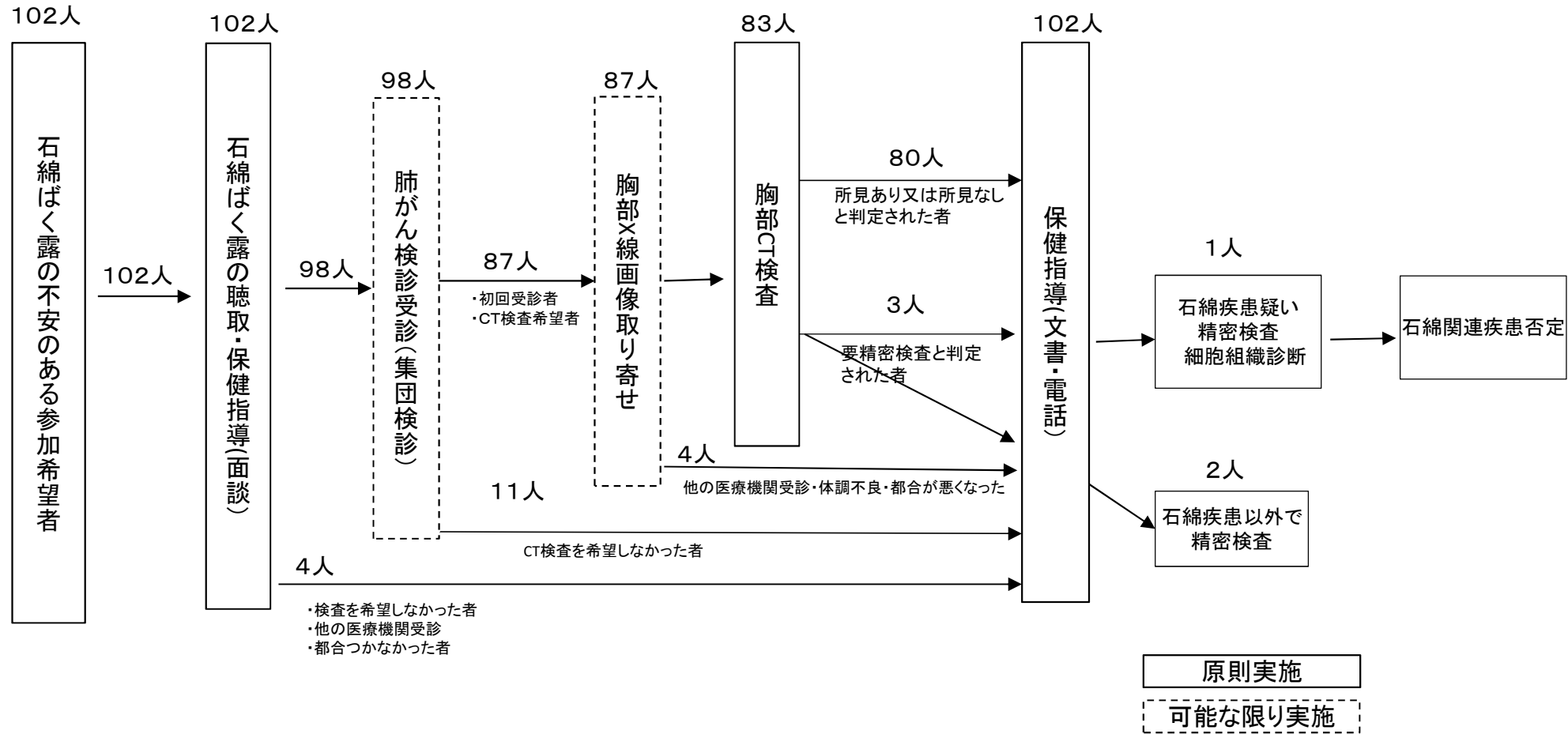
※ ①～⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 右欄は各ばく露歴別の胸部CT受診者に対する有所見者の割合(疑いを含む)

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜プラーク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査



石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市） 実施体制及び課題と取り組み事例

実施体制

<実施体制>

1 実施担当課

北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課公害保健係

2 実施人材（委託分は除く）

主担当 （うち非正規 ）

副担当 （うち非正規 ）

受付	<input type="text" value="1名"/>	一人あたりの平均所要時間	<input type="text" value="104時間"/>
石綿ばく露の聴取	<input type="text" value="3名"/>	一人あたりの平均所要時間	<input type="text" value="20時間"/>
胸部CT検査	<input type="text" value="3名"/>	一人あたりの平均所要時間	<input type="text" value="7時間"/>
保健指導	<input type="text" value="3名"/>	一人あたりの平均所要時間	<input type="text" value="17時間"/>
その他 （契約・報告書の作成等の事務）	<input type="text" value="3名"/>	一人あたりの平均所要時間	<input type="text" value="1,080時間"/>

2.1 実施人材（事務）に関する課題

2.1.1 実施に必要な人員の確保

取り組み事例又は対応できなかった理由

石綿ばく露歴の聴取及び保健指導を行う専任従事者について、保健師での確保が困難であったことから、今年度も引き続き、看護師（市職員OB）に従事を依頼し、確保した。

2.1.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

実施体制

3 実施時期（募集～保健指導までの日）

平成29年4月3日

～

平成30年1月31日

募集～保健指導の実施時期の概要

4月	5月	6月
3日：保健指導会場予約 10日：保健指導従事者への依頼 14日：過去受診者への参加勧奨アンケートの郵送（5/18 〆切り） 21日：市広報誌掲載依頼（6/1号） 24日：医師会、肺がん健診実施機関及び指定医療機関関係機関へ協力依頼	1日：不安アンケート（環境省）配布 11日：市広報誌掲載依頼（6月15日号） 17日：門司区自治会へ募集周知依頼 18日：募集チラシ及びポスターの発注、関係機関へ広報依頼 22日：過去受診者の参加受付（※面談日決定）、同意書等送付～8月31日	・市広報誌（6/1、6/15号）に募集記事掲載 1日：市ホームページに募集記事掲載 募集チラシ及びポスターの配布 5日：新規者申込受付開始～8月31日 6日：保健指導開始（石綿ばく露歴の聴取、医療機関日程調整）～9月7日 7日：肺がん検診受診開始～10月29日
7月	8月	9月
・肺がん検診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知（検診機関） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ※ 委託契約後 3日：指定医療機関との委託契約 胸部CT検査開始～11月12日 10日：保健指導講習会参加 26日：市広報誌に転居者調査の掲載依頼	・保健指導の実施（週3日） ・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知（検診機関） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 31日：参加申込の受付終了	・転居者調査市広報誌掲載（9/1号） ・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診結果通知～検診機関 ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 ・肺がん検診のみ受診者への文書による保健指導 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書及び電話による保健指導
10月	11月	12月
・肺がん検診受診（各地域、集団検診） ・肺がん検診の画像データ取得及び指定医療機関への持込 ・指定医療機関での胸部CT検査受診 ・肺がん検診のみ受診者への文書による保健指導 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導 16日：読影講習会（環境省）参加	・肺がん検診のみ受診者への文書による保健指導 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導	・肺がん検診のみ受診者への文書による保健指導 ・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導
1月	2月	3月
・胸部CT検査受診者あて結果通知、文書、電話による保健指導 ※ 次年度積算額見込み提出（環境省あて） ※ 業務報告書作成開始 ※ 不安アンケート（当年受診者）配布	※ 業務報告書作成	※ 業務報告書の提出（環境省あて） ※ 精算報告書等の作成及び提出（環境省あて） ※ 次年度計画の準備

4 試行調査に関する委託業務

委託先	委託内容
・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 ・ 独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院 門司メディカルセンター ・ 一般財団法人西日本産業衛生会 ・ 産業医科大学病院	・ 肺がん検診の胸部X線画像（データ）の読影 ・ 胸部CT検査撮影及び読影、評価、結果報告
・ 北九州市立門司病院	・ 肺がん検診の胸部X線画像（データ）の読影 ・ 胸部CT検査撮影及び読影、評価、結果報告 ・ 精密検査、結果報告

実施体制

5 事業スキーム

5.1 実施日数

(受付、石綿ばく露の聴取、胸部CT検査、肺がん検診※、保健指導まで、受診者に足を運んでもらう回数)

1日 2日 3日 4日 5日

3日

※ その他の検診等から胸部X線画像を取り寄せる場合を除く

5.2 実施項目

■ 受付

何日目の実施か

実施場所

名称：

① 北九州市総合保健福祉センター

②

③

④

⑤

場所の選定理由： 本調査の担当部署が配置されている場所であるため。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 石綿ばく露の聴取

何日目の実施か

1日目

実施場所

名称：

① 北九州市門司生涯学習センター

② 北九州市総合保健福祉センター

③

④

⑤

場所の選定理由： ① ⇒ 調査対象地域の中央に位置しており、参加者の大半が門司区内の居住者であるため、受診者の利便性を考慮し選定。
② ⇒ 本調査の担当部署が配置されており、上記①の会場に来られない参加希望者（門司区外に居住等）に対応するため。

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

実施体制

■ 胸部CT検査

何日目の実施か

3日目

実施場所

名称：

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 独立行政法人労働者安全機構 九州労災病院 |
| ② | 独立行政法人労働者安全機構 九州労災病院 門司メディカルセンター |
| ③ | 一般財団法人 西日本産業衛生会 |
| ④ | 北九州市立門司病院 |
| ⑤ | 産業医科大学病院 |

場所の選定理由：

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の胸部X線検査の読影及び胸部CT検査が可能であること。 ・ アスベスト専門外来やアスベスト検診を実施していること。 ・ 前調査で北九州市石綿健康リスク調査専門委員会の委員を選出していたため。 |
|--|

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 保健指導

何日目の実施か（1日目～5日目）

1日目

実施場所

名称：

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 北九州市門司生涯学習センター（石綿ばく露歴聴取時に実施） |
| ② | 胸部CT検査を実施する指定医療機関（医師による保健指導） |
| ③ | 北九州市総合保健福祉センター（文書、電話による保健指導） |
| ④ | |
| ⑤ | |

場所の選定理由：

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ⇒ 前回受診時の所見結果をもとに面談時に保健指導も同時に行っているため。 ② ⇒ 胸部CT検査受診時に、医師が検査結果等を受診者に説明するため。 ③ ⇒ 所見結果の通知（文書送付）の際に、リーフレット等の送付と併せて、所見者あて電話による保健指導を行うため。 |
|---|

※ 場所によって理由が異なる場合は、個別に記載

■ 胸部X線検査（肺がん検診等からの取り寄せ）

肺がん検診から胸部X線画像を取り寄せる場合

いずれの項目と同時に実施しているか。またその理由

（受付、石綿ばく露の聴取、胸部CT検査、保健指導）

項目：

理由：

同時に実施していない。			

その他：

—

実施体制

- (同時に実施していない場合) どのタイミングで実施しているか。また、その理由

項目：	胸部CT検査までに			
理由：	本市の肺がん検診は、地域ごとに日程が決められた集団検診であり、また、胸部CT検査は他医療機関に別途委託していることから、同時実施が困難であるため。 注) 調査参加者の肺がん検診受診を確認した後、肺がん検診実施機関に対して画像データ作成を依頼し、胸部CT検査の受診日までに指定医療機関に届けている。			
その他：	-			

- 試行調査に合わせて既存の肺がん検診のスキームのアレンジを行ったか。
行った場合は、行った内容とその理由を記載。

		行っていない
内容：	-	
理由：	-	
その他：	本市の肺がん検診は、受診者の利便性を考慮して、検診車（バス）を活用して地域に出かけて行う集団検診である。1ヶ所1時間～2時間の時間内で問診検診ができるように検診実施機関は効率的な検診運営に努めている。 既存の肺がん検診をより有効に活用するためには、当該実施方法を踏まえた調査が実施されるよう、さらに検討されることが必要と考える。	

- その他の検診等から胸部X線画像を取り寄せる場合

- どのタイミングで実施しているか。また、その理由

理由：	該当なし		
その他：	-		

実施体制

5.3 事業スキームに関する課題及び取り組み事例

5.3.1 受診者の来所回数削減のための対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿ばく露歴の聴取時（面談）において、前年度に郵送で送った受診結果に係る再確認も含めて保健指導を行うことで、結果通知後に再面談に伴う双方の負担を軽減している。 ・ 石綿ばく露歴の聴取時に肺がん検診の問診票を記入し、肺がん検診の受診当日に持参してもらうことで、肺がん検診の待ち時間の短縮（参加者の負担軽減）に努めている。

5.3.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

対象者・対象地域

<周知>

1 周知方法と周知時期

1.1 一般周知（複数回答可）

- 広報誌 ホームページ
 チラシ 新聞折り込み
 その他 実施していない

	周知方法	周知時期
	広報誌	6月1日号掲載、6月15日号掲載
	チラシ	6月5日～
	ホームページ	6月5日～8月31日
その他	ポスター	6月5日～8月31日

1.2 個別周知（複数回答可）

■ 周知対象者

- 過去の検査結果での所見の有無を問わず周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	①	調査への参加勧奨（意向確認）と健康状態の確認のアンケート
周知時期	①	4月中旬～5月中旬

- 過去の検査結果で所見があった者に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	-	
周知時期	-	

- 医療機関等の先生からの指示があった者に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知方法	-	
周知時期	-	

- その他の者(具体的に内容も記載)に周知

	下記①～④(複数回答可)	具体的な内容
周知対象者		
周知方法	-	
周知時期	-	

周知方法	周知時期
① 案内文書の郵送	① 事業実施年度
② 電話	② 前回参加の結果報告時
③ その他	③ その他
④ 実施していない	④ 実施していない

対象者・対象地域

2 実施者（複数回答可）

 正職員 非正規職員 委託

非正規職員

正職員

 その他

3 周知に関する課題及び取り組み事例

課題	取り組み事例
調査対象に該当すると思われる方への周知	重点周知地区の自治会あて調査の目的及び概要等を説明し、周知への協力を依頼。
同上	各区役所の福祉相談窓口に対する説明を行い、組織内の連携強化に努めている。

<申し込み>

1 実施時期

平成29年6月5日

～

平成29年8月31日

2 実施者（複数回答可）

 正職員 非正規職員 委託

非正規職員

正職員

3 実施方法（複数回答可）

 電話 FAX 郵便 インターネット 窓口

電話

郵便

 その他

2回目以降の参加希望者には、個別に文書で勧奨期限5月中旬

4 申し込み方法に関する課題及び取り組み事例

課題	取り組み事例
現状なし	—

石綿ばく露の聴取

1 実施時期（複数回答可）

決められた日 受診者任意の日

受診者任意の日

2 実施者

事務（ 正規 非正規 委託）
 保健師（ 正規 非正規 委託）
 看護師（ 正規 非正規 委託）
 医師（ 正規 非正規 委託）
 その他（ ）（ 正規 非正規 委託）

	看護師		非正規		
(その他)					

3 石綿ばく露の聴取に関する課題及び取り組み事例

3.1 石綿ばく露の記憶が曖昧なため、聴取が難しい場合の対応

取り組み事例又は対応できなかった理由

参加申込者には、石綿ばく露歴等の質問票をあらかじめ郵送で送付することで、自宅で保有する資料等を参考にすることが可能となり、面談時には、わかる範囲で既に記載された質問票を持参してもらっている。

3.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	-

石綿ばく露の評価（検査）

＜胸部CT検査＞

1 実施方法

1.1 実施日（複数回答可）

集団（決められた日） 個別（任意で受診できる日）

（場所の選択）

個別
可

（場所の選択）

1.2 画像の形式（複数回答可）

フィルム デジタル 確認困難 その他（ ）

デジタル

（その他）

--

2 胸部CT検査に関する課題及び取り組み事例

2.1 医療機関の確保

取り組み事例又は対応できなかった理由

市内の5医療機関と委託契約を締結。

2.2 胸部CT検査の受診を試行調査初年度のみ留めるための取り組み

取り組み事例又は対応できなかった理由

本市試行調査の胸部X線検査は、「結核・肺がん検診」として委託契約している既存検診（無料）を活用しているが、当該検診では「異常なし」又は「要精密検査」として結果のみが通知されており、詳細な所見が記載されていないため、過去に石綿所見を指摘された者や石綿ばく露に不安を持っている者の不安解消につながらず、CT検査での経過観察を強く希望されるため。

2.3 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

石綿ばく露の評価（検査）

＜胸部X線画像の取り寄せ＞

1 肺がん検診からの取り寄せ

1.1 肺がん検診機関からの取り寄せ方法

■ 依頼方法

- 自治体が肺がん検診機関に依頼 受診者本人が肺がん検診機関に依頼
 胸部CT検査機関と肺がん検診実施機関が同一のため、取り寄せ依頼が発生しない
 その他

自治体が医療機関から取り寄せ

（その他）

■ 読影先への胸部X線画像の送付方法（取り寄せ依頼が発生する場合）

- 肺がん検診機関から読影先に送付 本人が読影先に送付または持参
 その他

（その他） 自治体がCT検査機関へ持ち込んでいる。

■ 胸部CT検査機関と肺がん検診実施機関を同一の機関で行う事が可能か。

（取り寄せが発生する場合）

- 可 不可

不可

その理由：

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・既存の肺がん検診は地域での集団検診であり、CT検査は同時に実施できない。 ・CT検査を実施する指定医療機関での胸部X線撮影は可能であるが、新たな支出が発生（委託料が増額）する。 |
|--|

（可能な場合は、可能であるが行わない理由。不可能な場合は不可能な理由）

■ 肺がん検診の実施部署

- 試行調査実施部署と同じ 試行調査実施部署と別

試行調査実施部署と別

1.2 肺がん検診の実施日

- 集団（決められた日） 個別（任意で受診できる日）

（場所の選択）

（場所の選択）

集団

可

1.3 肺がん検診の撮影条件（複数回答可）

※ 直接、間接が混在していることは確認できるが、全てを把握する事が実務上困難な場合は、直接撮影・間接撮影・確認困難それぞれ選択。

- 直接撮影 間接撮影 確認困難 その他（ ）

直接撮影

（その他）

石綿ばく露の評価（検査）

1.4 肺がん検診の画像の形式（複数回答可）

フィルム デジタル 確認困難 その他（ ）

※ フィルム、デジタルが混在していることは確認できるが、全てを把握する事が実務上困難な場合は、フィルム・デジタル・確認困難それぞれ選択。

集団	デジタル
個別	

（その他）

--

2 その他の検診からの取り寄せ

2.1 その他の検診からの取り寄せ方法

■ 依頼方法

- 自治体が医療機関等に依頼 受診者本人が医療機関に依頼
 その他

（その他）

自治体が医療機関に依頼

■ 読影先への胸部X線画像の送付方法（取り寄せ依頼が発生する場合）

- 医療機関等から読影先に送付 本人が読影先に送付または持参 その他

（その他）

読影機関へ自治体が行き、医療機関へ持ち込んでいる。

3 胸部X線画像取り寄せに関する課題及び取り組み事例

3.1

肺がん検診等との連携によって、個々の医療機関との契約等を行う手続きが発生したことによる事務量増加への対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
該当なし

3.2 確実な胸部X線画像取り寄せに関する対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
肺がん検診において、試行調査による受診者専用の「受診問診票」を使用することによって、肺がん検診実施機関が試行調査対象者（受診者）を簡単に特定できるようにしており、多数の肺がん検診受診者の中から該当者の画像データを抽出する手間を削減している。

石綿ばく露の評価（検査）

3.3 実施方法①と実施方法②の検査に関する準備・実施方法の事務的負担に関する意見

試行調査では既存検診との連携を模索するために、胸部X線検査では「肺がん検診」を活用しているが、当該既存の検診が一箇所集中で実施されておらず、各地域の市民センター等で複数実施している自治体では、「面談」「X線検査」「CT検査」「保健指導」を異なる日に実施することになり、参加者への負担とともに、日程調整、画像入手等に費やす事務負担が生じている。

石綿ばく露に係る診断に特化した検診として別途実施する場合は、同一日に全ての手順が踏めることとなり、X線検査に係る経費（撮影から診断まで）は増加するものの、効率的な事務処理が可能になり、事務負担も軽減されることから、費用対効果を含めて検討すべきと考える。

3.4 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

<読影>

1 実施方法（複数回答可）

- 胸部CT検査実施医療機関
 その他の医療機関
 読影委員会の設置
 その他

胸部CT検査実施医療機関

その他

2 読影の実施に関する課題及び取り組み事例

2.1 石綿関連所見/疾患に詳しい医師の不足への対応

取り組み事例又は対応できなかった理由
医師会と協議の上、毎年開催される「石綿関連疾患等の診断精度向上のための読影講習会」に肺がん検診実施機関から医師を派遣（参加）してもらうことで、診断における質の向上等に努めている。

2.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

保健指導

＜保健指導＞

1 実施時期（複数回答可）

決められた日 任意で受診できる日

任意で受診できる日
可
(場所の選択)
(場所の選択)

2 実施者（複数回答可）

保健師（ 正規 非正規 委託） 医師 （ 正規 非正規 委託）

その他（ ）（ 正規 非正規 委託）※ その他は職種を記載

(その他)	看護師

非正規		

3 実施方法

3.1 個別の場合

■ 実施方法と対象者

面談 電話 その他 実施していない

	実施方法	対象者
	面談	参加者全員
	電話	石綿関連所見が認められた者及び他疾患の所見が認められ受診が必要な者
その他		

■ 実施している項目とその時間

● STEP 1 ～不安の受容・ばく露状況の把握・情報提供～

- ① 参加者からの話を聞き、不安を明らかにする
- ② 石綿関連疾患の概要説明
- ③ 石綿関連所見の概要説明
- ④ 石綿関連疾患と所見の違いの説明

○ その他

前年度の結果を踏まえた所見、疾患の説明、検査の説明、検査日程の調整、検診の受け方、受診の方法の説明

実施の有無	実施時間
実施	30分
実施	10分
実施	10分
実施	10分
○ その他	15分

保健指導

● STEP2 ～検査結果の確認～

＜要精密検査と判定された者の場合＞

⑤ 精密検査の受診勧奨

実施の有無	実施時間
実施	電話で約5～10分

○ その他

--	--

＜所見ありの者の場合＞

⑥ 所見の補足説明

実施の有無	実施時間
実施	文書・電話

⑦ 受診カードの配布

実施	石綿ばく露歴聴取時に配布
----	--------------

⑧ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

実施	文書・電話
----	-------

○ その他

--	--

＜所見なしの者の場合＞

⑨ 所見が認められなかったことの説明

実施の有無	実施時間
実施	文書

⑩ 受診カードの配布

実施	石綿ばく露歴聴取時に配布
----	--------------

⑪ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

実施	文書
----	----

○ その他

--	--

● STEP3 ～禁煙指導～

⑫ 喫煙による肺がんリスク上昇の説明

実施の有無	実施時間
実施	石綿ばく露歴聴取時

○ その他

--	--

● STEP4 ～次年度以降の受診勧奨～

⑬ 次年度以降の肺がん検診の受診勧奨

実施の有無	実施時間
実施	文書

○ その他

--	--

● STEP5 ～その他行政による支援～

⑭ 相談場所の案内

実施の有無	実施時間
実施	文書

⑮ 利用できる制度の説明

実施	文書
----	----

○ その他

石綿ばく露歴聴取時にリーフレット等を配布	
----------------------	--

保健指導

3.2 集団の場合

※ 集団での実施はなし。

■ 実施方法と対象者

- 講義 ビデオ上映 その他 実施していない

	実施方法	対象者
その他		

■ 実施している項目とその時間

● STEP1 ～不安の受容・ばく露状況の把握・情報提供～

- ① 参加者からの話を聞き、不安を明らかにする
 ② 石綿関連疾患の概要説明
 ③ 石綿関連所見の概要説明
 ④ 石綿関連疾患と所見の違いの説明

○ その他

	実施の有無	実施時間

● STEP2 ～検査結果の確認～

<要精密検査と判定された者の場合>

- ⑤ 精密検査の受診勧奨

○ その他

	実施の有無	実施時間

<所見ありの者の場合>

- ⑥ 所見の補足説明
 ⑦ 受診カードの配布
 ⑧ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

○ その他

	実施の有無	実施時間

<所見なしの者の場合>

- ⑨ 所見が認められなかったことの説明
 ⑩ 受診カードの配布
 ⑪ 異常がある場合は、早期に医療機関を受ける旨を伝える

○ その他

	実施の有無	実施時間

● STEP3 ～禁煙指導～

- ⑫ 喫煙による肺がんリスク上昇の説明

○ その他

	実施の有無	実施時間

保健指導

● STEP4 ～次年度以降の受診勧奨～

⑬ 次年度以降の肺がん検診の受診勧奨

○ その他

実施の有無	実施時間

● STEP5 ～その他行政による支援～

⑭ 相談場所の案内

⑮ 利用できる制度の説明

○ その他

実施の有無	実施時間

4 保健指導の実施に関する課題及び取り組み事例

4.1 保健指導充実のための取り組み事例

取り組み事例又は対応できなかった理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診カードとして、各種健康情報が掲載されている市の健康手帳を活用しており、健康手帳に記載された情報を参考として、喫煙と肺がんのリスク等など、石綿ばく露との関連を説明している。 ・ 受診結果の送付時に ① 結果を記載すること、② 医療機関に受診の際は結果を提示すること 等の周知を行うとともに、次年度の面談時に持参してもらい、保健指導の参考とした。 ・ 環境省主催の保健指導講習会に従事者を参加させ、保健指導に必要な知識の向上を図った。

4.2 新たな課題

課題	取り組み事例
現状なし	—

その他

<フォローアップ>

1 受診カード配布者に対する肺がん検診でのフォローアップ

1.1 実施方法（受診カード配布者の肺がん検診受診の把握）（複数回答可）

電話 FAX 郵便 E-mail その他（ ）

郵便

（その他）

--

1.2 受診カード配布者に対する肺がん検診でのフォローアップに対する課題

課題	取り組み事例
<p>当該年度の試行調査に参加していない場合は、本人の同意を得ることができないことから、肺がん検診として受診しても実施機関に照会できず、本人に問い合わせ（確認）するしか把握できない。</p>	<p>年度当初に過年度の調査参加者あて、当年度の参加勧奨アンケートを送付し、当該アンケート（調査票）に肺がん検診の受診有無を記載してもらい、把握している。</p>
<p>胸部X線検査（肺がん検診）で異常がなかった場合は、肺がん検診実施機関から受診者あて直接通知されるため、当該受診者に対するフォローアップの方法。</p>	<p>肺がん検診実施機関からの通知とは別に、健康管理に関する文書（受診カードへの結果記載や定期的な受診勧奨等）を同封し、啓蒙している。</p>

2 要精密検査の方の受診勧奨や結果の把握（複数回答可）

電話 FAX 郵便 E-mail その他（ ）

電話
郵便

（その他）

--

2.1 要精密検査の方の受診勧奨や結果の把握についての課題

課題	取り組み事例
<p>現状なし</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

その他

＜受診者への支払い方法＞

1 肺がん検診の自己負担分の支払い

1.1 支払い方法

償還払い チケット その他 ()

(その他)

本市では自己負担は発生しない。

1.2 肺がん検診の自己負担分の支払い方法に関する課題

課題	取り組み事例
該当なし	-

2 精密検査の自己負担分の支払い方法

2.1 支払い方法

償還払い チケット その他 ()

(その他)

本市では自己負担は発生しない。

2.2 精密検査の自己負担分の支払い方法に関する課題

課題	取り組み事例
該当なし	-

その他

<その他>

1 その他試行調査の実施に伴う課題及び取り組み事例

課題	取り組み事例
当該年度における試行調査（面談から結果通知まで）の終了までに、参加者は数回、実施会場までに出向く必要があり、負担が生じること。	現行の調査方法（既存検診の活用）では、解消が難しいため、参加者に不満が生じないように、面談時での丁寧な説明に努めている。

(エ) 参考資料一覧

(エ) -① 受診勧奨送付文書

- ①-1 案内文
- ①-2 試行調査概要
- ①-3 受診勧奨アンケート
- ①-4 同封パンフレット

(エ) -② 広報

- ②-1 募集チラシ
- ②-2 ポスター
- ②-3 ホームページ画面

(エ) -③ 参加者宛送付文書

- ③-1 新規応募者送付
 - ・送付書
 - ・調査説明書
 - ・同意書
 - ・質問票（初回用）
 - ・会場案内
- ③-2 2回目以降参加希望者送付
 - ・送付書
 - ・調査説明書
 - ・同意書
 - ・質問票（2回目以降）
 - ・会場案内

(エ) -④ 受診カード

(エ) -⑤ 検診場所案内

- ⑤-1 肺がん検診
- ⑤-2 胸部CT検査

(エ) -⑥ 読影チェックシート

(エ) -⑦ 結果通知

- ⑦-1 結果通知文
- ⑦-2 同封書類
 - ・参加された方へ（ご案内）
 - ・パンフレット1
 - ・パンフレット2
 - ・パンフレット3

①受診勧奨送付文書

①-1 案内文

北九保セ管第26号

平成29年4月14日

石綿健康リスク調査・
石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に
ご協力をいただいた皆様へ

北九州市総合保健福祉センター 管理課長

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」及びアンケートのご協力をお願い

北九州市では、環境省からの委託事業として、昨年度に引き続き、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施いたします。

つきましては、平成29年度「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の参加意向を伺うため、下記のとおりアンケートを実施いたしますので、ご協力のほどをお願いいたします。

記

1 アンケート

同封の「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」アンケートにご記入ください。

[アンケートの目的]

○調査協力者の皆さんの健康状態等の把握

○平成29年度の調査協力の意向確認

※今年度の調査にご参加いただけない方も、ご回答くださるようお願いいたします。

※アンケートで不明な点については、電話でお尋ねする場合があります。また、ご参加いただける場合は、後日、石綿健康相談日(問診、保健指導、検診の案内、予約等)の調整をさせていただきます。

※アンケートの集計結果は、個人が特定できない形で公表することがありますので、ご了承ください。

2 返信方法及び期限

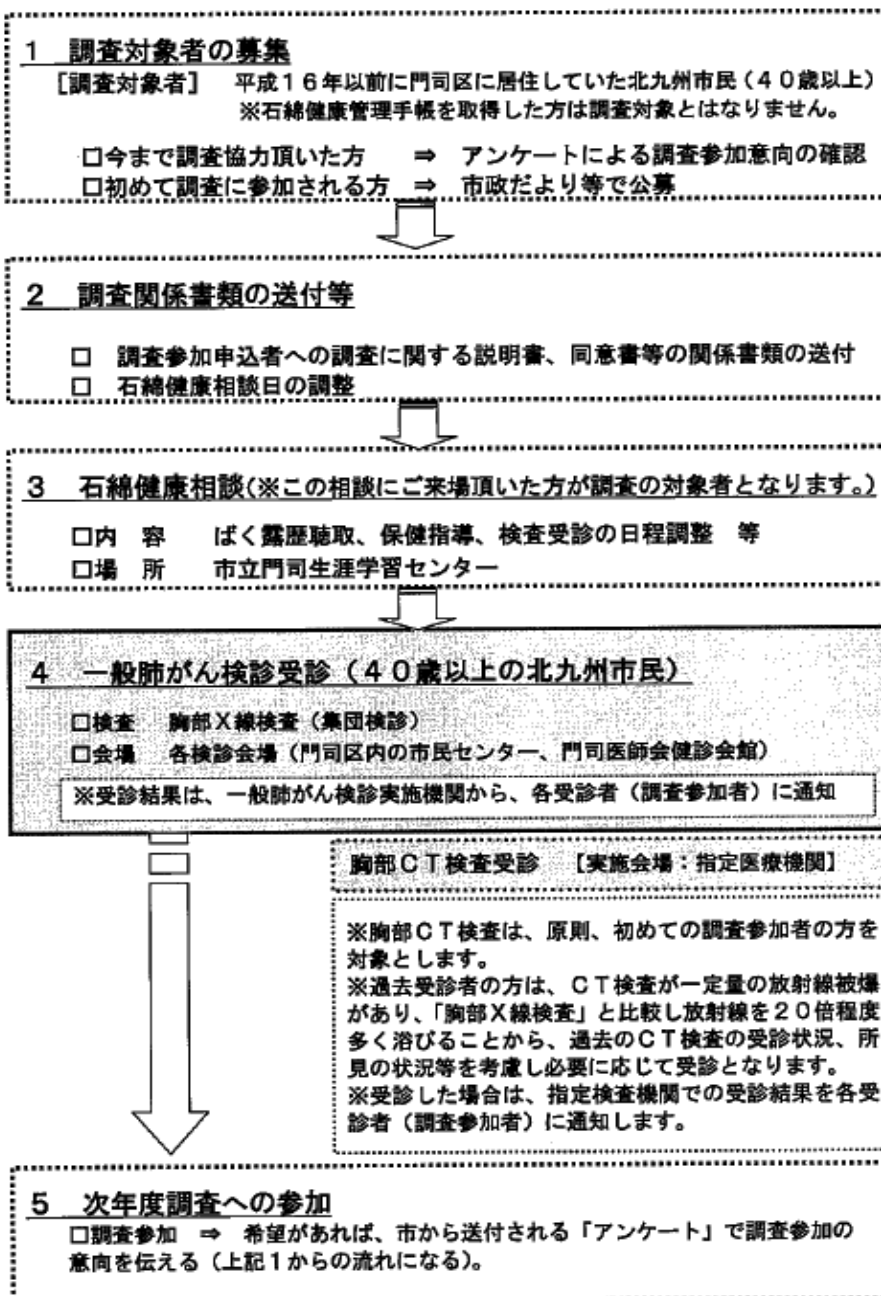
同封の返信用封筒に記入したアンケート用紙を入れて、
平成29年5月19日(金)までにご返送ください。(切手不要)

※今まで参加されていなかった方(新規参加者)も6月(予定)より募集いたします。
お知り合い等にお知らせくださいますようお願いいたします。

<問合せ先>	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター管理課公害保健係 TEL:093-522-8071 担当 松本、加茂
--------	--

①-2 試行調査の概要図

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の概要図（調査の流れ）」



①-3 平成29年度受診勧奨アンケート (A3)

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」アンケート

[提出期限 平成29年5月19日まで]

回答日 平成29年 月 日
電話番号

名前
住所

下記の質問について、あてはまる□に✓印をつけてください。

1 平成29年度の調査について

調査に参加します

※調査の参加を希望された方には、こちらから電話にて連絡いたします。

※ただし、状況によっては調査の対象外となることもありますので、予めご了承ください。

調査に参加しません

(理由)

- 前回異常がなかったから 自覚症状(異常)が無いから
- 検診を受けた、または受ける予定である
- 検診名 ()
- 病名 ()
- 病気で治療中であるから
- 忙しくて時間がないから
- 石綿健康管理手帳を取得したから
- 今後の調査にも参加意思がないから
- (今後、参加意向確認のアンケートの配布はいたしません)
- その他 ()

※受診を希望されない方も、以下の質問にご回答ください。

2 現在、何か症状がありますか。

ある → 発熱、 せき、 呼吸困難、 胸痛、
 その他 ()

ない

3 過去1年間の間に、他の検診を受診されたことがありますか。

受診している → 検診名 肺がん検診 月頃
 職場検診 月頃
 人間ドック 月頃
 環境省監定者調査
 その他(検診名 月頃)

受診していません

4 現在、肺の病気のため医療機関で治療を受けられていますか。

現在、治療中 → 石綿による肺の病気 (病名)
 石綿以外の肺の病気 (病名)

治療していません

5 上記質問で「現在、治療中」に✓をされた方にお聞きます。医療機関受診は、次のうちのどのきっかけでしたか。

石綿健康リスク調査または、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

住民健診 職場健診 人間ドック

自覚症状 その他 ()

6 労働者災害補償保険制度及び石綿健康被害救済制度、石綿健康管理手帳の相談、申請状況等を教えてください。

相談したが対象にならなかった。

申請した(口認定された) 認定されなかった

制度名 労働者災害補償保険制度

石綿健康被害救済制度

石綿健康管理手帳

いずれも相談・申請していません。

(理由)

質問は以上です。同封の封筒(グリーン色)に入れて、投函してください。
ご協力ありがとうございます。

※この調査に参加されない方については、他の検診等の機会を活用して、定期的に受診し、健康管理に努めて下さるようお願いいたします。

※昨年度の調査において、約15%の方に石綿関連所見(または、疑い所見)が認められました。

※石綿関連所見とは石綿が原因で出てくる身体の変化についての医師の員立てて疾患ではありません。

※石綿ばく露作業に従事している、又は従事したことがある労働者の方については、労災補償制度や石綿健康管理手帳制度の対象となる可能性がありますので、福岡労働局労働基準部健康課にご相談ください。

①-4 同封パンフレット

①-4 同封パンフレット

試行調査における胸部CT検査について

胸部CT検査のメリット及びデメリットについて

メリット

胸部X線検査と比べ、多方面からの、より精細な肺全体の画像が得られます。

デメリット

胸部CT検査では一定量のX線の被曝があり、胸部X線検査の20倍程度多くのX線を浴びることになります。

参考資料

- 石綿と健康被害(第10版) 平成28年6月版 環境再生政策機構
- (公財)日本対がん協会ホームページ▶ http://www.jocancer.jp/about_cancer_end_checkup
- 有効性評価に基づくがん検診ガイドライン 2006年11月 がん検診の適切な方法とその評価方法の確立に関する研究班
- 第1期第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について 平成28年3月

お問い合わせ先

北九州市保健福祉局総合保健福祉センター
管理課公害保健係 TEL 093-522-8071
FAX 093-522-8739

本調査は、北九州市が環境省から委託を受けて実施しております。
環境省環境保健部石綿健康被害対策室

石綿ばく露者の 健康管理に係る試行調査

～石綿関連所見の把握に当たって～

「試行調査」について

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(「試行調査」)では、石綿取扱い施設周辺に住んでいた住民等の不安に対応することを目的として、胸部CT検査や保健指導等を行っています。

これまでの取り組みについて

環境省では、平成18年度より一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があり、調査への協力が得られた地域で、石綿取扱い施設周辺に住んでいた住民等に対して、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施してきました。その結果、有所見者数や医療の必要があると判断された方の数は、初回受診時に多く、2年目以降は少ないながらも新たに見つかる方もいたことや、有所見率や医療の必要があると判断された方の割合は、①女性よりも男性、②石綿ばく露の可能性が特定できない方よりも何らかの石綿ばく露があった方、③低年齢よりも高齢者において高かったなどの一定の知見を得ました。

石綿ばく露歴について	
以下のア～オの石綿ばく露歴に分類しています。	
ア 直接職業	直接石綿を取り扱っていた職歴がある方
イ 間接職業	直接ではないが、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある方
ウ 家族内ばく露	家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある方で作業員を家庭内に持ち帰ることなどによる石綿ばく露の可能性が考えられる方
エ 立ち入り等	職場以外で石綿取扱い施設や吹き付け石綿の事務室等に立ち入り経験がある方
オ その他	上記ア～エ以外の石綿ばく露の可能性が特定できない方

(表)

石綿関連疾患について

- 石綿関連疾患とは、石綿が原因でかかる病気のことです。
- 石綿健康被害救済制度で認定している石綿関連疾患は①～④、労災保険制度で認定している石綿関連疾患は①～③になります。
- 石綿ばく露開始から発症までの潜伏期間が長いことが特徴です。
- 中皮腫は、肺がんや石綿肺よりも低濃度の石綿ばく露で発症することが知られています。

① 中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や腎などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性腫瘍です。石綿ばく露が原因である可能性が高い疾患で、他の悪性腫瘍に比べて、いまだに予後の悪い疾患です。

② 肺がん(原発性肺がん)

発症する際は肺胞を覆う上皮に発生する悪性腫瘍です。喫煙をはじめとして石綿以外の原因でも発生します。早期に発見し、根治的な手術療法を行うことにより治療する可能性が高い疾患です。また、肺がん発生の最大の要因は喫煙であり、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がんの危険性は相乗的に高くなることが知られています。肺がん発生になる危険性を減らすためには、禁煙することが大切です。

③ 石綿肺

石綿を大量に吸入することにより肺が繊維化する「じん肺」という病気の一つです。石綿ばく露が原因である可能性が高い疾患で、肺硬変や法炭病による薬物療法、在宅酸素療法などの対症療法を行います。

④ びまん性胸膜肥厚

内側の胸膜の慢性繊維性胸膜炎によるもので、通常は外側の胸膜にも病変が及んで両者が進展していることがほとんどです。現在のところ特別な治療法はなく、徐々に呼吸機能障害が進んで慢性呼吸不全になった場合には在宅酸素療法等を行います。

原簿は肺を包む2枚の薄い膜で、肺そのものの表面を包む縦隔胸膜と胸壁の内面を覆っている壁層胸膜とがあります。

⑤ 良性石綿胸水

胸腔内に胸膜炎による滲出液(胸水)が貯留する状態です。約半数は自然消失しますが、治療としては利尿剤を用いた胸水排出などを行います。

石綿関連所見について

- 石綿関連所見とは、石綿が原因で体に出てくる変化についての医師の見立てのことで、胸部X線検査、胸部CT検査でわかる石綿関連所見は、以下の①～④になります。

① 胸水貯留

胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。症状は、呼吸困難や胸痛といった自覚症状で気づくこともあれば、自覚症状がなく、胸部X線検査で見つかることもあります。

② 胸膜プラーク(限局性の胸膜肥厚)

外側の胸膜に生じる限局的な線維性の肥厚のことで、それ自体は疾病ではなく、通常、肺機能の低下は起こりません。徐々に石灰化が進行することもあります。石綿ばく露が原因である可能性が高い所見です。

③ びまん性胸膜肥厚

内側の胸膜に生じる線維性の肥厚のことで、胸膜の肥厚と肺内から肥厚した胸膜につながる帯状の陰影などを特徴としています。

④ 胸膜腫瘍(中皮腫)疑い

肺を取り囲む胸膜や心臓及び大血管の起始部を覆う心膜にできる悪性腫瘍である中皮腫があることが疑われるため、精密検査が必要です。

⑤ 肺野の間質影

肺の線維化等により肺に異常陰影(胸膜下曲線陰影、小葉中心性結状陰影、すりガラス陰影、網状陰影など)がみられる状態であり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。

⑥ 円形無気肺

円形もしくは梨形を呈する直径2.5～5cm程度の未病性の無気肺であり、内側の胸膜の病変が主体で、石綿ばく露が原因で良性石綿胸水後に発生することが多いとされています。

⑦ 肺野の腫瘍陰影(肺がん等)

気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性腫瘍(肺がん)がある可能性があり、精密検査が必要です。

⑧ リンパ節の腫大

リンパ節が腫大した状態で感染症や他の炎症性疾患、原発性あるいは転移性腫瘍などでもみられます。

(裏)

②-2 ポスター(A2版)

石綿(アスベスト)健康相談(無料)のご案内 (石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査)

北九州市では、平成16年以前に門司区に居住歴のある北九州市民(40歳以上)で、石綿ばく露の不安のある方を対象として、石綿健康相談を行います。

石綿健康相談

※無料

(会場 市立門司生涯学習センター)

- ①保健指導(石綿ばく露歴の聴取等)
②検診内容

・問診

・胸部X線検査(北九州市の「肺がん検診(集団検診)」を市民センター等の検診実施場所を受診)

・胸部CT検査(原則、初めての調査参加者の方が対象。指定医療機関にて受診)

(注) 石綿に関する労働者災害補償保険制度・石綿健康被害救済制度に該当する方、石綿健康管理手帳をお持ちの方、職場の石綿健康診断の対象である方、石綿関連疾病の治療中の方は対象外です。

次のような方は、ご相談ください。

ご自身またはご家族が石綿を扱う仕事をしていた。

家族が石綿関連の仕事をし、道具や作業着やマスクを持ち帰っていた。など

本調査では、石綿関連所見(過去に石綿の吸入があったとする医学的な所見)が見受けられる方が、これまでに判明しています。

その方には、健康被害へのリスクが高いとされていることから、継続的な経過観察のためにX線検査等を受けていただくよう、お知らせしています。



【石綿と疾病】

石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、「中皮腫」、「肺がん」、「石綿肺」、「びまん性胸膜肥厚」、「良性石綿胸水」などがあり、呼吸器系の症状がよく表れます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

過去に以下の対象地域(対象期間)に居住していた方もご相談ください。
※場合によっては、調査対象となります。

神奈川県	横浜市鶴見区(平成元年以前)
埼玉県	さいたま市中央区又は大宮区(昭和57年以前)
岐阜県	羽島市(平成元年以前)
兵庫県	尼崎市(昭和30年～50年)、西宮市、芦屋市、加古川市(過去に)
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町(いずれも平成2年以前)
奈良県	全域(平成元年以前)
佐賀県	鳥栖市(昭和33年～61年)

■申し込み期間(電話での受付)

平成29年6月5日(月)～8月31日(木) 平日9時～17時まで

※申し込み期間を過ぎての受付はできません。

〈お問い合わせ〉 北九州市保健福祉局総合保健福祉センター 管理課(石綿担当)
電話 093-522-8071 (石綿健康相談専用受付)


※この試行調査の結果を含む、国の石綿(アスベスト)問題への取組については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>)で公表されています。

北九州市印刷物登録番号第1710042E号

②-3 ホームページ

石綿健康相談のご案内(石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査) - 北九州市

1/2 ページ



北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

■ [本文へ](#) | [サイトマップ](#) | [このホームページの使い方](#) | [携帯サイト](#)

🔍 🔍 [ヘルプ](#) | [文字: 拡大](#) | [標準](#) | [44音声を読み上げます](#)

🏠 [トップページ](#)

📄 [くらしの情報](#)

👁️ [観光・おでかけ](#)

🏢 [ビジネス・産業・まちづくり](#)

📍 [ようこそ北九州](#)

📰 [市政情報](#)

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [健康・医療・衛生](#) > [医療](#) > [健康被害について](#) > [石綿健康相談のご案内\(石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査\)](#) 🖨️ [印刷用ページ](#)

石綿健康相談のご案内(石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査)

北九州市では、環境省の委託を受けて、平成21年度から平成26年度まで「石綿ばく露健康リスク調査」を実施してきました。平成27年度からは、引き続き環境省から委託された「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しています。平成29年度についても、この調査では、石綿ばく露の不安のある方を対象に、石綿健康相談(無料)を行います。

対象者

平成16年以前に北九州市門司区に居住歴のある北九州市民(40歳以上)で、石綿ばく露の不安のある方。

※過去に、他都市(「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施している都市)に居住し、現在、北九州市民(40歳以上)の方も、場合によっては調査対象となりますので、関連資料(石綿健康相談のご案内)をご覧ください。

※石綿に関する労働者災害補償探検制度・石綿健康被害救済制度に該当する方、石綿健康管理手帳をお持ちの方、職場の石綿健康診断の対象である方、石綿関連疾病の治療中の方は対象となりません。

石綿健康相談

1 保健指導(石綿ばく露歴の聴取)

2 検診内容

※問診、胸部エックス線検査(北九州市の「肺がん検診(集団検診)」を受診)、胸部CT検査(原則、初めての調査参加者の方を対象として、指定医療機関にて受診)

参加経費

無料

※交通費は自己負担となります。

申込期間

平成29年8月31日(木曜日)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く)。
※受付時間は9時～17時です。

申込・問い合わせ先

北九州市総合保健福祉センター管理課
石綿健康相談専用受付電話 093-522-8071

その他

この試行調査の結果を含む、国の石綿(アスベスト)問題の取り組みについては、環境省のホームページで公表されています。

※関連リンク参照

医療

- 市立病院
- 医療安全相談コーナー
 による相談
- 健康被害について
- 北九州市医療費助成制度
- 献血・骨髄移植・臓器移植について
- 医療安全相談コーナー
- 取組み委員会
- 難病対策

- 組織から探す
- 区役所
- 施設
- 市政・区政相談
- 市政・区政提案箱

北九州市コールセンター
● 093-671-8181
年中無休 8時～21時

- (エ) ー③ 参加者宛送付文書
③ー1 新規応募者送付
・送付書

様

石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）
にお申込みいただいた方へ

このたびは、石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）へ
お申し込みいただき、ありがとうございました。

この手紙を受け取られましたら、下記のとおり、健康相談を受けていただ
きますようお願いいたします。

記

健康相談を受けていただく際のお願い

- 1 「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書と同意書の
内容を確認してください。
- 2 「同意書」については、ご理解いただいた項目の口に✓点をつけてくだ
さい。
※会場で、内容や目的等を改めて説明いたしますので、同意の上、ご署名
ください。
- 3 「質問票」に必要事項をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）
- 4 予約された健康相談の日にちと時間、場所をご確認ください。
- 5 当日は、「質問票」「同意書」を持って、会場にお越しください。

北九州市総合保健福祉センター管理課

公害保健係 担当：松本、加茂

TEL 093-522-8071

③-1 新規応募者送付

- ・ 調査説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にお申込みいただき、ありがとうございました。この調査は環境省からの委託を受け、石綿ばく露により健康被害の可能性がある方を対象に実施するものです。

この調査の概要及び同意書をお読みにになり、内容を十分ご理解いただいたうえで、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、調査への協力をお断りになられても、何ら不利益を受けることはありません。また、協力に同意された場合でも自由意志でいつでもこれを撤回できます。

1 調査関係書類の送付等

- 調査参加申込者への調査に関する説明書、同意書等の関係書類の送付



2 石綿健康相談(※この相談にご来場頂いた方が調査の対象者となります。)

- 内 容 ばく露歴聴取、保健指導、検査受診の日程調整 等
- 場 所 市立門司生涯学習センター等



3 一般肺がん検診受診(40歳以上の北九州市民) 無料

- 検査 胸部X線検査(地域の市民センター等での集団検診)
- 会場 各検診会場

※受診結果は、一般肺がん検診実施機関から、各受診者(調査参加者)に通知

胸部CT検査受診 無料【実施会場：指定医療機関】

※胸部CT検査は、原則、初めての調査参加者の方を対象とします。
 ※過去受診者の方は、CT検査が一定量の放射線被曝があり、「胸部X線検査」と比較し放射線を20倍程度多く浴びることから、過去のCT検査の受診状況、所見の状況等を考慮し必要に応じて受診となります。
 ※受診した場合は、指定医療機関での受診結果を各受診者(調査参加者)に通知します。



5 次年度調査への参加

- 調査参加 ⇒ 希望があれば、市から送付される「アンケート」で調査参加の意向を伝える(上記1からの流れになる)。

③-1 新規応募者送付

・同意書

【石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の同意書】

*ご理解いただいた項目の□にレ点をつけて下さい。

- 医学的検査自体による放射線被ばくによるリスクがあること
- 各検査でそれぞれ特性により効果やリスクが異なること
- 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも早期発見できるとは限らないこと
- 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- 調査への参加に同意した場合は本人の署名をもらうこと
- 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- 個人情報北九州市において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- 過去に実施した「石綿の健康リスク調査」および「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加したものは、その際得られた問診結果や検査結果を使用すること
- 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- 読影の結果、医療が必要となった場合、北九州市が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること
- 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、北九州市が居住情報等について、住民基本台帳などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する可能性があること
- 一般肺がん検診の結果及び画像データについて北九州市が検査実施機関に照会し、場合によっては、取り寄せを行うこと
- 一般肺がん検診において、要精密検査の指示があった場合は、北九州市に連絡すること
- 要精密検査の結果、医療が必要になった場合、北九州市が診療の状況等を照会し、情報を得ること
- 当調査では診断書の発行は行わないこと
- 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること

北九州市長 様

私は、北九州市が実施する健康管理に係る試行調査の目的を理解するとともに上記の事項について確認の上、調査に協力することに同意します。

平成 年 月 日

氏名 _____

③-1 新規応募者送付
 ・質問票（初回用）①

環境ID

平成29年度
 北九州市「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」質問票（初年度版）

フリガナ 氏名	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日 歳(満 歳)	性 別 男・女
現住所	〒 - 電話 ・自宅 ・携帯			
※現住所と住民票の住所地が異なる場合、下記に記載して下さい。同じ場合は、同上に記載して下さい。				
住民票 住所 地				

※以下のあてはまる口に✓印をつけて、記載してください。

1. この調査を受ける理由を教えてください。（複数チェック可）

石綿取扱工場周辺に居住していたから。

※出生から現在まで実際に住んでいた住所（石綿取扱工場周辺）を記載してください。

居住した時期	住 所 地	備 考
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		
昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月		

自分が石綿を扱う会社に勤務しており、直接石綿を扱う作業を行っていたから。

※チェックされた方は、下記に仕事内容などを記載してください。

従事した時期	企業名・所在地	仕 事 内 容	この期間で石綿を扱っていたと思われる時期
昭和・平成 年 月 ~ 年 月	例) (株)〇〇建設 〇〇県〇〇市〇〇町	例) 石綿吹き付け作業	例) 〇年間従事
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			

直接石綿を扱う作業はしていないが、自分が石綿を扱う会社に勤務していたから。

※チェックされた方は、下記に石綿を扱わない作業を担当していたなどを記載してください。

従事した時期	企業名・所在地	仕 事 内 容	従事期間
昭和・平成 年 月 ~ 年 月	例) (株)〇〇建設 〇〇県〇〇市〇〇町	例) 石綿製品である〇〇を製造する会社の事務として、〇〇年勤務していた。	例) 〇年間従事
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			
昭和・平成 年 月 ~ 年 月			

③-1 新規応募者送付

・質問票(初回用)②

家族が石綿を扱う仕事や日曜大工をしていたから。

※チェックされた方は、下記に石綿取り扱い業務に従事した家族の続柄、仕事内容などを記載してください。

家族	左記家族との同居期間	家族と同居の勤め先 会社名・所在地	家族の仕事内容とご本人の関わり	期 間
例) 夫	昭和・平成 年 月～ 年 月	例)(株)〇〇製造会社 〇〇県〇〇市〇〇町	例)夫が石綿の製品を製造を吹き付け作業をし、その作業着を洗濯していた。	例) 〇年間

石綿取扱工場周辺に通学・通勤をしていたから。

※チェックされた方は、下記に詳細を教えてください

通勤・通学した時期	会社名・学校名	所在地	備 考
昭和・平成 年 月～ 年 月	〇〇小学校	北九州市門司区〇〇二丁目	
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			
昭和・平成 年 月～ 年 月			

石綿取扱施設や吹き付け石綿のある倉庫等への立入経験があるから。

※チェックされた方は、下記に詳細を教えてください。

その他(他に理由があれば記載してください。)

2. 過去1年以内に、胸部エックス線検査を受けられたことがありますか。

- ・検査受診 ない ある ⇒ 時期(年 月ごろ)
医療機関名()
- ・検査結果 異常なし その他()

3. 過去1年以内に、胸部CT検査を受けられたことがありますか。

- ・検査受診 ない ある ⇒ 時期(年 月ごろ)
医療機関名()
- ・検査結果 異常なし その他()

・質問票(新規者)③

<p>4. 今までに肺の病気にかかったことがありますか。□はい □いいえ</p> <p>①「はい」と回答された方へ どのような病気でしたか。 <input type="checkbox"/>肺結核 <input type="checkbox"/>肺がん <input type="checkbox"/>肋膜炎 <input type="checkbox"/>肺炎 <input type="checkbox"/>気管支炎 <input type="checkbox"/>じん肺 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>②いつ頃でしたか。(年 月頃 歳頃)</p> <p>5. 現在、治療中の肺の病気がありますか。 □はい □いいえ</p> <p>①病名は何ですか。() 病院名()</p>
<p>6. 現在気になる症状はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある ①いつ頃から()</p> <p>②症状は <input type="checkbox"/>発熱、<input type="checkbox"/>咳、<input type="checkbox"/>喀痰 <input type="checkbox"/>呼吸困難(息切れ) <input type="checkbox"/>胸痛 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>③病院受診 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>
<p>7. たばこを吸っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/>現在、毎日吸っている</p> <p>① 1日平均()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>過去に吸っていた</p> <p>① 1日平均()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>普段は吸わないが稀に吸うことがある</p> <p>① ひと月に()本 ②()歳から()歳まで 合計()年間喫煙</p> <p><input type="checkbox"/>吸わない</p> <p><input type="checkbox"/>同居者に吸っている者がいる</p>
<p>8. 家族で石綿関連疾患にかかった人はいますか。</p> <p><input type="checkbox"/>いる</p> <p>①誰が()</p> <p>②疾患名 <input type="checkbox"/>中皮腫、<input type="checkbox"/>肺がん、<input type="checkbox"/>石綿肺、<input type="checkbox"/>びまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/>良性石綿胸水 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>③いつ頃から()</p> <p><input type="checkbox"/>いない</p> <p><input type="checkbox"/>わからない</p>
<p>9. その他石綿ばく露があったと思われる時の周辺環境など わかることがあれば具体的に記入してください。</p>

相談日

予約指定医療機関

担当者

())

- ③-2 2回目以降参加希望者送付
・送付書

様

石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）

にお申込みいただいた方へ

このたびは、石綿健康相談（石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査）へ
お申し込みいただき、ありがとうございました。

この手紙を受け取られましたら、下記のとおり、健康相談を受けていた
きますようお願いいたします。

記

健康相談を受けていただく際のお願い

- 1 「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書と同意書の
内容を確認してください。
- 2 「同意書」については、ご理解いただいた項目の口に✓点をつけてくだ
さい。
- 3 当日は、「同意書」を持って、会場にお越しください。
※会場で、内容や目的等を改めて説明いたしますので、同意の上、ご署名
ください。
- 4 また、「健康増進法及び介護保険法に基づく健康手帳」（27年度・28
年度面談時に配布）も持参してください。
※会場にて体調など質問させていただきます。

北九州市総合保健福祉センター管理課

公害保健係 担当：松本、加茂

TEL 093-522-8071

③-2 2回目以降参加希望者送付
・調査説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に関する説明書

「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にお申込みいただき、ありがとうございました。この調査は環境省からの委託を受け、石綿ばく露により健康被害の可能性がある方を対象に実施するものです。

この調査の概要及び同意書をお読みになり、内容を十分ご理解いただいたうえで、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

なお、調査への協力をお断りになられても、何ら不利益を受けることはありません。また、協力に同意された場合でも自由意志でいつでもこれを撤回できます。

1 調査関係書類の送付等

- 調査参加申込者への調査に関する説明書、同意書等の関係書類の送付



2 石綿健康相談(※この相談にご来場頂いた方が調査の対象者となります。)

- 内容 ばく露歴聴取、保健指導、検査受診の日程調整 等
- 場所 市立門司生涯学習センター等



3 一般肺がん検診受診(40歳以上の北九州市民) 無料

- 検査 胸部X線検査(地域の市民センター等での集団検診)
- 会場 各検診会場

※受診結果は、一般肺がん検診実施機関から、各受診者(調査参加者)に通知



胸部CT検査受診 無料【実施会場:指定医療機関】

※胸部CT検査は、原則、初めての調査参加者の方を対象とします。
 ※過去受診者の方は、CT検査が一定量の放射線被曝があり、「胸部X線検査」と比較し放射線を20倍程度多く浴びることから、過去のCT検査の受診状況、所見の状況等を考慮し必要に応じて受診となります。
 ※受診した場合は、指定医療機関での受診結果を各受診者(調査参加者)に通知します。

5 次年度調査への参加

- 調査参加 ⇒ 希望があれば、市から送付される「アンケート」で調査参加の意向を伝える(上記1からの流れになる)。

③-2 2回目以降参加希望者送付

・同意書

【石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の同意書】

*ご理解いただいた項目の□にレ点をつけて下さい。

- 医学的検査自体による放射線被ばくによるリスクがあること
- 各検査でそれぞれ特性により効果やリスクが異なること
- 中皮腫等の石綿関連疾患について、必ずしも早期発見できるとは限らないこと
- 健康管理により、中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- 調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- 調査への参加に同意した場合は本人の署名をもらうこと
- 調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- 個人情報北九州市において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること
- 過去に実施した「石綿の健康リスク調査」および「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加したものは、その際得られた問診結果や検査結果を使用すること
- 調査結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること
- 読影の結果、医療が必要となった場合、北九州市が医療機関に診断の状況等を照会し、情報を得ること
- 転居・病気等で調査に参加できず音信不通になった場合、北九州市が居住情報等について、住民基本台帳などの行政が保有する情報を利用し、現況を確認する可能性があること
- 一般肺がん検診の結果及び画像データについて北九州市が検査実施機関に照会し、場合によっては、取り寄せを行うこと
- 一般肺がん検診において、要精密検査の指示があった場合は、北九州市に連絡すること
- 要精密検査の結果、医療が必要になった場合、北九州市が診療の状況等を照会し、情報を得ること
- 当調査では診断書の発行は行わないこと
- 今後、調査対象者に対して、健康状況等を確認するための追加調査を実施する可能性があること

北九州市長 様

私は、北九州市が実施する健康管理に係る試行調査の目的を理解するとともに上記の事項について確認の上、調査に協力することに同意します。

平成 年 月 日

氏名 _____

③-2 2回目以降参加希望者送付
継続受診者質問票

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査対象者

【画像データ】 ⇒ 必要有 ・ 必要無

平成29年度 継続受診者質問票

太枠の中のみ(下の「○問診事項」も)記入してください。

受診(年 月 日) (ふりがな)	撮影№	
氏名	記事	
生年月日 明大昭 年 月 日生(歳)	撮影条件	KV mAs, kVp
住所〒□□□-□□□□ 北九州市 区	指示 医師	
電話(- -)	照射 技師	

○ 問診事項 (あてはまるものを○で囲んでください)

- 胸部の検診でレントゲンを撮ってもらったことがありますか。
ない ・ ある (1, 2, 3, 4~6, 7~10年以前, もっと前)
- その際、異常なしとされましたか。 はい ・ いいえ
- 今までに、肺の病気にかかったことがありますか。 はい ・ いいえ
- 3で「はい」と答えた人は、次のどれでしたか。()内も記入してください。
肺結核、肺がん、肋膜炎、肺炎、気管支炎、じん肺、
その他()... ()歳頃
- 現在、治療中の肺の病気がありますか。
はい(病名:) ・ いいえ
- 現在、気になる症状はありますか。
咳 ・ 痰 ・ 血痰 ・ 呼吸困難(息切れ) ・ その他()
- 次のようなものを取り扱う仕事に従事したことがありますか。
放射線、鉱山(石炭、金属)、石綿、六価クロム、コールタール、塗装
その他()... 約()年
- タバコを現在吸っていますか。 はい ・ いいえ
- 8で「はい」と答えた人について、()内に記入し、種類を○で囲んで下さい。
1日()本 ()歳から()歳まで合計()年間
紙 ・ きざみ ・ パイプ ・ その他()
- 8で「いいえ」と答えた人は以前吸っていましたか。 はい ・ いいえ
- (女性の方のみお答え下さい)
現在妊娠している、または妊娠の可能性がありますか。 はい ・ いいえ
- 11で「はい」と答えた人について、()内に記入して下さい。
妊娠週数()週/最終月経()年()月()日

- ③-2 2回目以降参加希望者送付
・会場案内

受付番号 _____

石綿ばく露の健康管理に係る試行調査 健康相談のご案内

日時： 月 日 () 時 分 ~
(30~60分程度)

場所： 門司生涯学習センター (旧 門司文化センター)
北九州市門司区栄町3-7
☎093-332-0887

お持ちいただくもの：① 質問票
② 同意書
③ メガネ (必要な方はご持参ください)

★ 予約日のご都合が悪くなった場合は、
下記にご連絡ください。

問合せ先：北九州市総合保健福祉センター 管理課 公害保健係
専用電話：522-8071

(エ) ④ 受診カード(健康手帳)

石綿ばく露の健康管理に係る
試行調査参加者

毎年肺がん検診を受診しましょう

アスベストを吸入した可能性がありますので
継続して検診を受診しましょう
咳など気になる自覚症状がある場合は
医療機関の受診をお勧めします。

医療機関等へのお願い

アスベストにばく露した可能性があり、
石綿ばく露の健康管理に係る試行調査に
参加されています。

問合せ先
北九州市総合保健福祉センター
TEL: 093-622-8071 Fax: 093-622-8739

健康増進法及び介護保険法に基づく

健康手帳



スマッキー
(北九州市健康イメージキャラクター)

氏 名

北九州市

- (エ) ⑤ 検診場所案内
⑤-1 肺がん検診案内

受付番号 _____

石綿ばく露の健康管理に係る試行調査 肺がん検診のご案内

お持ちいただくもの

- ・ エックス線受診票(照射録):本日記入して
いただいたもの
- ・ 住所・年齢が確認できるもの
(健康保険証、運転免許証など)

* 特定健診を受けられる方

(国民健康保険加入の40~74歳の方)

国民健康保険証

特定健診受診券

日時: _____ 月 _____ 日 _____ ~ _____

場所: _____

④ 集団検診です。

予約ではありませんので、待ち時間が発生することがあります。ご了承ください。

問合せ先:
北九州市総合保健福祉センター 管理課 公害保健係
TEL:522-8071

⑤-2 CT検査の案内

**北九州市立門司病院での
胸部CT検査のご案内**

様の予約 月 日()

受付時間 時 分

受診上の注意

1. 予約日の食事はいつもどおりで結構です
2. 着脱しやすい服装で受診してください
3. 少し早めに到着するようにしてください

持参するもの

1. 質問票(コピー)
2. 受診券・画像所見報告書
3. 保険証
4. かかいつけの方は、診察券

北九州市立門司病院
門司区南本町3番1号
TEL:093-381-3581

問合せ先:北九州市総合保健福祉センター 管理課 公害保健係

TEL:522-8071

(エ) ー⑦ 結果通知文

〒801-0825
門司区

様

北九保セ管第 号
平成29年11月 日

北九州市総合保健福祉センター管理課

**北九州市石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査
検査結果通知書**

先日受診されました石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の結果については、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

1 検査結果

- ・石綿ばく露に関する所見と他の所見が認められました。

【認められた所見】

左上葉部網状影(石綿ばく露に関する所見疑い)
右上葉部陳旧性炎症性変化(他の所見)

2 今後のお取り扱いいただく対応

- ・当面、治療の必要はありませんが、定期的な経過観察が必要です。
- ・**12ヵ月後** 受診してください。
 - ＊受診に今回の胸部X線やCT画像データが必要な場合はご相談ください。
 - ＊なお、受診にかかる医療費は自己負担となります。
 - ＊受診結果について、ご連絡させていただくことがあります。

3 その他

- ・何かお体に異常を感じた場合は、すみやかに医療機関を受診されますようお願いいたします(医療費は自己負担)。
- ・石綿健康相談(面談)時に配布いたしました(既にお持ちの)健康増進法及び介護保険法に基づく**健康手帳の肺がん検診の欄・精密検査の欄(12ページ)**を活用し今回の受診結果をご記入して今後の健康管理に役立ててください。
- ・**次年度、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査が実施される際は、ご案内をお送りいたしますのでご希望があればご参加ください。**

【問合せ先】

北九州市総合保健福祉センター
管理課公害保健係(石綿担当) 松本、加茂
電話:093-522-8071 FAX:093-522-8739

⑦-2 同封文書

・参加された方へ

**石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に
ご参加された方及びご家族の皆様へ（ご案内）**

このたびは、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」にご参加いただきありがとうございました。

さて、石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を得て発症することが特徴で、将来、健康被害が生じるおそれがあります。今後も引き続き、定期的な検診受診などご自身の健康管理に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、お仕事を石綿の取り扱いがあり健康被害にあわれた方は、下記の石綿健康管理手帳制度のほか、各種支援制度（同封資料）の対象となる可能性がありますので、ご確認ください。

石綿健康管理手帳制度

「石綿健康管理手帳制度」は、石綿業務に従事していた方が離職後に発症することが多いため、離職後の健康管理を行っていただくことを目的に国が設けた制度です。この健康管理手帳の交付を受けると、指定医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

「石綿健康管理手帳制度」の対象となる可能性がある方は、下記の窓口にご相談ください。なお、ご家族の皆様にもパンフレットをご確認頂き、ご本人の相談や申請手続きをお勧め頂くなどご支援くださるようお願いいたします。

- 北九州東労働基準監督署門司支所（門司区）
電話：093-381-5361
- 北九州東労働基準監督署（小倉北区・小倉南区）
電話：093-561-0881
- 北九州西労働基準監督署（若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区）
電話：093-622-6550
- 福岡労働局 労働基準部健康課
電話：092-411-4798

リーフレット1

その病気、その症状は
アスベスト
**石綿が原因
かもしれません**

ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)

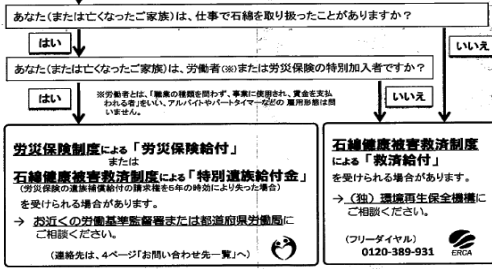


◆ 石綿(アスベスト)による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿の輸入業務に関わった方や石綿製品を取り扱う事業(例:建設業、造船業)で仕事をしたことのある方は、石綿を吸い込んだ可能性が高いと言えます。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石棉肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石棉肺水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。(例えば、中皮腫の場合、その多くが35年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。)

◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた(または亡くなったご家族)について、医師から「石綿(アスベスト)が原因の病気です」と言われたら...



* 各給付の詳細な内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要(一覧)

支給対象者	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月28日までに石綿による病気や死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(※A) ※労災保険の遺族補償給付請求書を特別(※B)により決った場合に限り適用。	① 労災保険の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事としていたかどうかは問いません) ② 上記①の遺族	① 労災保険の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事としていたかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石棉肺水	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)・(d)は、重い呼吸機能障害を伴うものに限り適用。	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)・(d)は、重い呼吸機能障害を伴うものに限り適用。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹きかけ ●石綿を含む建材の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場で職人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を扱う仕事に事していたなどの場合	●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場で職人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を扱う仕事に事していたなどの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしの給付が受けられます) ・休業補償給付(注) ・遺族補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) (注)ご本人の年金により給付額が異なります。	特別遺族年金(月額40万円/年) ・療養手当(約10万円/月) ・療養費(自己負担分) または 特別遺族一時金(1200万円)など	① 労災保険の対象とならない石綿健康被害者 ・療養費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族年金(注) (280万円)など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で特別により延長します。	平成34年3月27日(※B)	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 ＜注＞中皮腫で平成18年3月28日までに亡くなったご遺族による特別遺族年金等請求期限:平成34年3月27日(※B)
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ※各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。	(独)環境再生保全機構 (フリーダイヤル) 0120-389-931	(独)環境再生保全機構 (フリーダイヤル) 0120-389-931

平成23年の「石綿による職業性肺がんの救済に関する法律」改正により、
(※A)「特別遺族補償給付金の支給対象が拡大され、従前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以前に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになり、
(※B)「特別遺族補償給付金および特別遺族年金等」について、それぞれの請求期限が10年延長されています。

◆ お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について
《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》 監督署 労働局
(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudouhou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011(709)2311	石川	076(285)4426
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656
岩手	019(504)3309	山梨	055(225)2856
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556
秋田	018(883)4275	岐阜	058(245)8105
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369
福島	024(530)4605	愛知	052(972)0281
茨城	029(224)8217	三重	059(226)2109
栃木	028(634)9118	滋賀	077(322)6630
群馬	027(210)5006	京都	075(241)3217
埼玉	048(600)5207	大阪	06(649)6507
千葉	043(221)4319	兵庫	078(367)9155
東京	03(3512)1617	奈良	0742(32)0207
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153
新潟	025(286)3506	鳥取	0857(29)1706
富山	076(452)2738	島根	0852(31)1159

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>
トップページ>アスベスト(厚生労働省)>アスベスト(石綿)>お問い合わせ
(労災認定等事項一覧表など、石綿情報を掲載しています。)
《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031/受付時間 平日9:00~17:00
労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。
※ご利用にあたっては、連絡料がかかります(全国一律料金)。

救済給付(石綿健康被害救済制度)について

《独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)》
(フリーダイヤル) 0120-389-931/受付時間 平日9:30~17:30
(ホームページ) <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

《環境省 地方環境事務所》
(ホームページ) <http://www.env.go.jp/region/>

・北海道地方環境事務所(札幌市)	・中部地方環境事務所(名古屋)	・広島事務所(広島市)
011-299-1982	062-935-2134	082-511-0006
・東北地方環境事務所(仙台市)	・近畿地方環境事務所(大阪市)	・九州地方環境事務所(熊本市)
022-722-2867	06-4792-0703	096-214-0332
・関東地方環境事務所(さいたま市)	・中国四国地方環境事務所(岡山市)	・福岡事務所(福岡市)
049-600-0815	086-223-1551	092-437-8851
・新潟事務所(新潟市)	・高松事務所(高松市)	
025-249-7575	087-811-7240	

*上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

リーフレット2

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については**所定の用紙を使用してください。**
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聞き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なものうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するかどうかを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注）石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

石綿健康管理手帳の
交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した**離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。**これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。
なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する**石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。**



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、腎臓、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、**健康診断制度を設けて、離職後の健康管理を行っています（※）。**健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。
なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成21年3月

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い**石綿の粉じんを暴露する場所における業務（周辺業務）**が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製剤が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、**離職者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはく露したおそれがある方が対象となります。**なお、当該作業に従事していた時に、**石綿によるじん肺健康診断を要診されていた方は、対象となります。**

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 同僚者に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）
（直接業務のみが対象）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
（直接業務のみが対象）

（注意事項）

- ① 対象者は、石綿作業に**継続して**従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
例)：(2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≧120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

- 詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。
- 「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)
- 「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/tacho/index.html>)
- 石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ&A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① 健康管理手帳交付申請書
- ② 申請者本人が記載した業務歴
- ③ 石綿作業（直接業務及び周辺業務）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**
- ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**
- ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

リーフレット3

石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々に対する 和解手続による賠償金の お支払いについて

1 大阪府有アスベスト訴訟について

大阪府有アスベスト訴訟は、大阪府南部・東淀川区の石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々など、石綿による健康被害を受けた方は、国が損害賠償を適切に行ないてくれたためであるとして、国賠訴訟を提起した訴訟です。

この訴訟については、平成26年10月9日の最高裁判決において、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までこの間、国が損害賠償を行って石綿工場に被害を受けた被害者の被害を賠償しなかったことが、国家賠償法の適用上、違法であると判断されました。

2 今後のアスベスト訴訟における和解手続について

石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々、国に対して訴訟を提起し、一定の賠償金を受け取った方(賠償された方)とは、国賠、国賠の民事訴訟費用等の、損害賠償金をお支払いします。

(1) 和解の要件は、次のとおりです。

- ① 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、国が損害賠償を賠償すべき状態であったこと、国賠訴訟に提起したことが事実であること。
※国賠訴訟や国賠訴訟費用等に関する費用負担が10万円以内であること、上記期間内に国賠訴訟の提起を怠る旨の意思表示をした方は対象となります。
- ② その結果、国賠による一定の賠償額を受けたこと。
※国賠による一定の賠償額とは、国賠訴訟費、弁護士費用、裁判費用等とは別です。
- ③ 国賠の賠償が国賠訴訟請求の範囲内であること。
※国賠訴訟請求の範囲とは、国賠訴訟請求の請求額が10万円以内であること。

詳細はこちら

 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

石綿工場の元労働者やその遺族の方々に対する国賠訴訟による賠償金のお支払いについて

(2) 国賠訴訟では、国賠(1)の要件を満たすことにより、日本国政府賠償責任(国賠訴訟)裁判官の審判、訴訟執行委員会及び行政(国土・環境省)が決定した賠償額、国賠訴訟審判委員会の『判決後補給付金決定通知書』に基づいて行われる『給付金』などの国賠によって賠償されることを条件として、和解手続を開始することになります。

3 和解によりお支払いする賠償金について

- (1) 和解による賠償額(国賠訴訟による賠償額)は、国賠の賠償額を参考に決定されます。
- (2) また、国賠訴訟では、国による賠償額には、国賠訴訟請求額の1を上限とする賠償額があります。
- (3) さらに、国賠訴訟による賠償額(国賠訴訟による賠償額)は、国賠訴訟請求額の2分の1を上限として、国賠を行われます。

4 お問い合わせ

国賠については、国賠(1)の要件やその申請手続について国賠訴訟が詳しい。

※国賠訴訟は、国賠訴訟費用として国賠訴訟請求額(国賠訴訟請求額)の10%以内を上限とする賠償額を請求すること、国賠訴訟による賠償額は、国賠訴訟請求額の10%以内を上限とする賠償額を請求すること、国賠訴訟による賠償額は、国賠訴訟請求額の10%以内を上限とする賠償額を請求すること、国賠訴訟による賠償額は、国賠訴訟請求額の10%以内を上限とする賠償額を請求すること。

石綿(アスベスト)訴訟(国賠訴訟)に関するお問い合わせ

ホームページ <http://www.heurorasu.or.jp/>

電話 0570-078374 (平日9:00～17:00 土曜日9:00～17:00)

日本労働組合連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

平成29年度環境省委託業務報告書

平成29年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（北九州市）委託業務

平成30年3月30日

発注者 環境省大臣官房

環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室

TEL：03-3581-3351（内線 6387）

FAX：03-5510-0122

E-mail ISHIWATA@env.go.jp

受託者 住所 北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号

名称 北九州市